

平成22年(2010年)  
毎月/1日・15日発行  
発行/東村山市  
編集/経営政策部広報広聴課  
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111(代表) ファクス 042-393-6846  
市長へのファクス 042-393-9669  
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



今号の主な内容

男女共同参画、ごみ減量、人事、納税…2面  
平成22年度予算……………3・4面  
子育て、市民文化祭、スポーツ、健康…5面  
図書館、消費生活、公民館、官公署…6面



野菜、植木、花の販売会のようす

「みどりは地球の宝もの」をテーマに「東村山春の緑の祭典」を開催します。木々の緑が深まるさわやかな季節、ご家族やお友達と一緒に春の息吹を楽しみませんか。

日時 4月29日(祝) 午前10時～午後3時

場所 都立東村山中央公園  
式典 午前10時30分から

※雨天時は式典のみ富士見小学校体育館で行います。

○アトラクション(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)

○緑の絵画、写真展示(募集終了)

○野菜、植木、花の販売

○フリーマーケット(出店募集終了)

皆さんのご協力により、24



ミニSLのイベント

第21回 東村山春の緑の祭典

4月29日(昭和の日)  
東村山中央公園

「東村山春の緑の祭典」をテーマに「東村山春の緑の祭典」を開催します。木々の緑が深まるさわやかな季節、ご家族やお友達と一緒に春の息吹を楽しみませんか。

日時 4月29日(祝) 午前10時～午後3時

場所 都立東村山中央公園  
式典 午前10時30分から

※雨天時は式典のみ富士見小学校体育館で行います。

○アトラクション(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)

○緑の絵画、写真展示(募集終了)

○野菜、植木、花の販売

○フリーマーケット(出店募集終了)

皆さんのご協力により、24

3月定例市議会  
「東村山市の『(仮称)自治基本条例』をみんなで考えるための手続に関する条例」が可決されました

市は、「まちの憲法」とも言われる自治基本条例策定に向け、市民の皆さんと共に学び、考え、意見を積み重ねるというプロセスこそ最も大切なものという考えのもと、策定への手続を条例として市議会へ提案しご可決をいただきました。今後、本条例に基づき、東村山の自治について多くの皆さんと意見を積み重ねていきたいと考えています。市民の皆さんのご参加とご協力をお願いします。

以下は、「条例」の概要となります。

**東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例(概要)**

**第1条** 目的を達成するため、市民参画及び協働の必要を措置を講じ、市民の理解を深めるため市政に関する情報の公表に努めることを定め、自主性の尊重、対等な協力関係の構築や多様な市民意見の聴取に配慮します。

**第2条** 市民参画及び協働の目的を達成するため、市民参画及び協働のための必要措置を講じ、市民の理解を深めるため市政に関する情報の公表に努めることを定め、自主性の尊重、対等な協力関係の構築や多様な市民意見の聴取に配慮します。

**第3条** 意見公募

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

**第4条** 自治基本条例

自治基本条例に関する意見を積み重ねるための市民参画及び協働を推進するため、その方策等を審議する市民参画推進審議会を設置します。

**第5条** 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

平成22年4月1日施行  
★条例の全文は、市のホームページの「新着情報」からご覧いただけます。

**自治基本条例 市民参画 推進審議会委員を募集します**

「東村山市の(仮称)自治基本条例をみんなで考えるための手続に関する条例」第4条に定める自治基本条例市民参画推進審議会の委員を募集します。

この審議会は市の自治のあり方や自治基本条例に関して市民参画及び協働を推進するため設置され、学識経験者を含む委員10名以内で構成されます。

公募委員は2名(男性1名、女性1名)です。

**応募資格** 市内在住・在勤の20歳以上のかた

**募集方法** 任意の用紙に「東村山の自治について」をテーマにした作文(400字程度)のほか住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、5月10日(消印有効)までに直接、郵送、ファクス、又は電子申請(市のホームページの「ネット申請」からアクセス、1人1回)で〒189-8501 企画政策課(本庁舎3階、FAX393-6846)へ

**選考結果** 決定後、応募者全員に通知します。

※応募書類は返却しません。

**問い合わせ** 経営政策部企画政策課



平成22年度予算が決まりました

予算総額 763億2,396万9千円 (前年度比3.2%増)

**一般会計**

一般会計と5つの特別会計の総額は763億2,396万9千円で、前年度比3.2%増となっています。

一般会計の予算額は460億5,270万3千円、前年度比6.6%増となりました。

平成22年度予算は前年度よりもさらに厳しい景気後退の中での予算編成となりましたが、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、職員定数の適正化や経常経費の抑制に努め、子育て環境の充実や拡充、小・中学校の耐震補強事業の推進などを図り、市民サービスの向上に可能な限り努めた予算内容となっています。

平成22年度各会計別予算額

会計名	22年度予算額	21年度予算額	増減額	伸び率(%)	
一般会計	460億5,270万3千円	432億 648万4千円	28億4,621万9千円	6.6	
特別会計内訳	国民健康保険事業	152億9,478万7千円	166億1,295万8千円	13億1,817万1千円	7.9
	老人保健医療	522万1千円	1,180万1千円	658万 円	55.8
	後期高齢者医療	24億5,454万3千円	23億2,792万5千円	1億2,661万8千円	5.4
	介護保険事業	81億 191万3千円	76億7,762万 円	4億2,429万3千円	5.5
	下水道事業	44億1,480万2千円	40億9,947万2千円	3億1,533万 円	7.7
	特別会計	302億7,126万6千円	307億2,977万6千円	4億5,851万 円	1.5
合計	763億2,396万9千円	739億3,626万 円	23億8,770万9千円	3.2	

市民1人当たりの予算額

福祉の充実に	14万6,200円
教育と文化の振興に	3万2,300円
市の借入金の返済に	2万5,500円
道路、河川、公園などの整備に	2万3,300円
きれいなまちに	2万 600円
火災、災害から守るために	1万1,200円
健康づくりに	6,300円
議会運営に	2,200円
商工、農業などの振興に	1,700円
その他(市の運営や徴税事務などに)	3万3,100円
市民1人当たりの一般会計予算額	30万2,400円
市民1人当たりの特別会計予算額	19万8,700円
市民1人当たりの予算総額	50万1,100円

平成22年1月1日の人口(外国人登録含む) 152,311人

はマイナスを表す。  
特別会計とは、特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合(法律で特に定めるものを含む)、一般会計から区分してその収支を個別に経理する会計をいいます。

※22年度予算の詳細は3・4面に掲載しています。